

京都地方最低賃金審議会 公益委員会議

令和4年6月28日(火)午後2時～
京都労働局 7階 会議室

議 事 次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 特定(産業別)最低賃金改正の必要性の有無に係る審議について
- (2) 京都地方最低賃金審議会 専門部会等の委員選出について
- (3) 今後の日程について

3 提 出 資 料

- 1 第53期 京都地方最低賃金審議会 委員名簿 p. 1
- 2 令和4年度 公益代表委員 専門部会・検討小委員会 分担表(案) p. 2
- 3 令和4年度 京都地方最低賃金審議会 開催日程(予定)一覧表(案) p. 3
- 4 京都地方最低賃金審議会 運営規程 p. 5
- 5 京都地方最低賃金審議会 京都府最低賃金専門部会 運営規程 p. 8
- 6 京都地方最低賃金審議会 公益委員会議 運営規程 p. 9
- 7 京都地方最低賃金審議会 検討小委員会 運営規程 p.10

第53期 京都地方最低賃金審議会 委員名簿

京都労働局労働基準部賃金室
令和4年6月28日現在

	氏 名	現 職
公益代表委員	イワナガ マサアキ 岩永 昌晃	京都産業大学 法学部 教授
	カワハラ ミキ 河原 美紀	京都府社会保険労務士会 常任理事
	サトウ タクトシ 佐藤 卓利	立命館大学 経済学部 特任教授
	新任 ニシムラ シュウ子 西村 佳子	京都産業大学 経済学部 教授
	ミツヤマ マサコ 三山 雅子	同志社大学 社会学部 教授
労働者代表委員	アオヤマ イサオ 青山 勲	J A Mジーエス・ユアサ労働組合 中央執行委員長 J A M京滋 副執行委員長 連合京都 副会長
	新任 オオニシ ミキコ 大西 幹子	連合京都職員
	カドノ アキヨシ 門野 昭善	U Aゼンセン 京都府支部 次長
	クレカワ マサヒロ 呉川 昌弘	電機連合 京都地方協議会 事務局長 パナソニックグループ労働組合連合会 特別中央執行委員
	マツヤマ ユウジ 松山 裕二	三菱自動車工業労働組合 京都支部 支部長 自動車総連 京都地方協議会 議長 連合京都 副会長
使用者代表委員	イシガキ カスヤ 石垣 一也	一般社団法人 京都経営者協会 理事 事務局長
	キョウザキ ミサオ 京崎 操	京都北都信用金庫 専務理事
	コヤマ テツジ 小山 哲史	京都府中小企業団体中央会 専務理事
	フカザワ シンスケ 深沢 信介	株式会社ワコール 人事総務本部 人事部 部長
	ヨネダ ショウタロウ 米田 庄太郎	株式会社高島屋 京都店 顧問

：会長

委員任期：令和3年5月1日～令和5年4月30日

(案)

令和4年度 公益代表委員 専門部会・検討小委員会 分担表

京都労働局労働基準部賃金室
令和4年6月28日現在

			令和3年度	
京都府最低賃金 ¥937		岩永委員 河原委員 三山委員		岩永委員 ○河原委員 赤岡委員
検討小委員会		岩永委員 河原委員	平成28年度以降設置せず	
特 定 最 賃	電気機械器具製造業 ¥957	上田委員 弁護士会推薦 (中村)委員 河原委員	臨時委員 臨時委員	上田委員 中村委員 ○河原委員
	輸送用機械器具製造業 ¥968	委員 弁護士会推薦 (舟木)委員 守屋委員	臨時委員 臨時委員 臨時委員	○岩永委員 舟木委員 守屋委員
	各種商品小売業 ¥938 又は 百貨店・総合スーパー (新設)	川口委員 富田委員 藤野委員	臨時委員 臨時委員 臨時委員	川口委員 ○富田委員 藤野委員
	自動車(新車)小売業 ¥939	石田委員 上田委員 太郎丸委員	臨時委員 臨時委員 臨時委員	○石田委員 上田委員 太郎丸委員
	金属製品製造業 ¥933 又は 汎用機械製造業 ¥822	岩永委員 弁護士会推薦 委員 河原委員	臨時委員	

: 部会長 : 部会長代理 (五十音順)

令和4年度 京都地方最低賃金審議会 開催日程(予定)一覧表

令和4年6月28日現在
京都労働局労働基準部賃金室

開催日時		会議名	公 非	主な議事事項	会場
6 月	28日 (火)	14:00 公益委員会議	非	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度 京都地方最低賃金審議会 専門部会(地賃・特賃)の公益委員について ・検討小委員会の設置について ・特賃改正の必要性の有無に係る審議について 	労働局
		14:30 本審議会	公	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度 京都府最低賃金の改正決定について(諮問) ・令和4年度 特賃新設・改正の意向表明について ・最低賃金を取り巻く状況について ・令和4年度 京都地方最低賃金審議会 京都府最低賃金専門部会の設置について ・京都府最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者からの意見聴取に関する公示について ・令和4年度 特賃改正の必要性の有無に係る検討小委員会の設置について 	労働局
		16:00 全員協議会	非	<ul style="list-style-type: none"> ・最低賃金法第25条第5項に基づく意見聴取(参考人陳述)について ・令和4年度第1回 京都地方最低賃金審議会 京都府最低賃金専門部会委員の選任について ・令和4年度 京都地方最低賃金審議会(本審、専門部会)の開催日程について 	労働局
7 月	28日 (木)	14:00 本審議会	公	<ul style="list-style-type: none"> ・地賃の改正決定に係る関係労使の意見聴取 ・中賃目安審議の答申内容伝達 ・地賃専門部会委員の任命について 	労働局
		本審終了後 全員協議会	非	<ul style="list-style-type: none"> ・特賃の改正(決定)の必要性について 	労働局
		地賃専門部会	非	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府最低賃金の改正に関する審議 	労働局

開催日時		会議名	公 非	主な議事事項	会場	
8月	1日 (月)	13:30	地賃専門部会	非	・京都府最低賃金の改正に関する審議	労働局
	2日 (火)	9:30	地賃専門部会	非	・京都府最低賃金の改正に関する審議	労働局
	3日 (水)	9:30	地賃専門部会	非	・京都府最低賃金の改正に関する審議（結審）	労働局
	4日 (木)		地賃専門部会 (予備)	非	・京都府最低賃金の改正に関する審議（結審）	労働局
	5日 (金)	午前	地賃専門部会 (予備)	非	・京都府最低賃金の改正に関する審議（結審）	労働局
	5日 (金)	9:30 (専門部 会開催の 場合は繰 下げ)	本審議会	公	・京都府最低賃金の改正に関する答申 ・特賃の改正（決定）の必要性に係る諮問について	労働局
	* 8日 ~10日		本審議会 又は 全員協議会		・特賃の改正（決定）の必要性に係る答申について ・特賃の改正決定について（諮問）	労働局
	23日 (火)	9:30	本審議会	非	・京都府最低賃金の改正答申に対する異議審議	労働局
	* 23日 (火)	10:30	本審議会 又は 全員協議会		・特賃の改正（決定）の必要性に係る答申について ・特賃の改正決定について（諮問）	労働局
* 25日~ 29日		本審議会 又は 全員協議会		・特賃の改正（決定）の必要性に係る答申について ・特賃の改正決定について（諮問）	労働局	

* それまでに必要性の審議が終了すれば開催しない

9月以降の日程については未定。

京都地方最低賃金審議会 運営規程

- 第1条 京都地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）及び最低賃金審議会令（昭和三十四年政令第百六十三号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。
- 第2条 審議会に会長と会長代理を置く。
- 2 会長及び会長代理は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。
 - 3 会長は、会務を総理する。
 - 4 会長に事故があるときは、会長代理が会長の職務を代理する。
- 第3条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、京都労働局長（以下「局長」という。）又は5人以上の委員、若しくは労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。
- 2 前項の規定により、局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の一週間前までに、会長に通知しなければならない。
 - 3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。
- 第4条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実を調査し、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。
- 2 会長は、公益委員間の意思統一、意見の調整等必要と認める場合には、公益委員会議を開催することができる。
- 第5条 委員は、会長が必要と認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。
- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、最低賃金審

議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって、会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で速報するものとする。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知するものとする。

第6条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けなければならない。

3 審議会は会長が、必要があると認めるときは委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第7条 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第8条 会議の議事については、議事録又は議事要旨を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録、議事要旨及び会議の資料は、原則として公開とする。

ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 前二項の規定は、小委員会、公益委員会議(以下、「小委員会等」という。)について準用する。

第9条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書をそれぞれ議事録の写しを付して、その都度局長に送付するものとする。

第10条 この規程に定めるもののほか、小委員会等の議事運営に関し必要な事項は、

小委員会等の長が当該小委員会等に諮って定める。

第11条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

付 記

第 1 条 この規程は、平成13年5月8日から施行する。

第 2 条 この規定は、平成21年12月24日から一部変更し、施行する。

第 3 条 この規程は、平成26年7月2日から一部変更し、施行する。

第 4 条 この規程は、令和3年8月5日から一部変更し、施行する。

京都地方最低賃金審議会 京都府最低賃金専門部会運営規程

第1条 この規程は、京都地方最低賃金審議会京都府最低賃金専門部会(以下「専門部会」という。)の議事の運営に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

第2条 専門部会の会議(以下「会議」という。)は、部会長が必要と認めたときのほか、京都労働局長(以下「局長」という。)又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。ただし、第1回会議は、局長が招集する。

2 前項の規定により、局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の一週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

第3条 委員は、病気その他の事由によって、会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で速報するものとする。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知するものとする。

第4条 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けなければならない。

第5条 会議は、原則として非公開とする。

第6条 会議の議事については、議事要旨を作成するものとする。

2 議事要旨は、原則として公開する。

第7条 部会長は、専門部会において、最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて決議を行ったときは、審議会の会長に報告するものとする。

第8条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附記 この規程は、平成13年7月3日から施行する。

京都地方最低賃金審議会 公益委員会議 運営規程

設置

第1条 京都地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）運営規程第4条の規定に基づき、公益委員会議（以下「会議」という。）を設ける。

審議事項

第2条 会議は、審議会の運営に関する事項について、審議を行うものとする。

委員長等

- 第3条 会議に、委員長、委員長代理を置く。
- 2 委員長、委員長代理は、公益委員のうちから選任する。
 - 3 委員長に事故があるときは、委員長代理が委員長の職務を代理する。

会議の招集

- 第4条 会議は、委員長が、公益委員間の意見調整等必要と認めたときに招集する。ただし、年度最初の会議は、審議会会長が招集する。
- 2 委員長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するものとする。

委員の欠席

第5条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を委員長に適当な方法で通知しなければならない。

会議における発言

- 第6条 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、委員長の許可を受けるものとする。

会議の公開

第7条 会議は、原則として非公開とする。

議事録及び議事要旨

- 第8条 会議の議事については、議事要旨を作成するものとする。
- 2 議事要旨は、原則として公開する。

規程の改廃

第9条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則 この規程は、平成22年5月21日から施行する。

京都地方最低賃金審議会 検討小委員会 運営規程

平成 17 年 6 月 7 日施行

設 置

第 1 条 京都地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）運営規程第 4 条の規定に基づき、検討小委員会（以下「小委員会」という。）を設ける。

審議事項

第 2 条 小委員会は、審議会の議決により、審議会の運営に関する事項について、審議を行うものとする。

委 員

第 3 条 小委員会は、公益を代表する委員 2 人、労働者を代表する委員 2 人及び使用者を代表する委員 2 人をもって組織する。

委員長

第 4 条 小委員会に委員長、委員長代理を置く。

- 2 委員長、委員長代理は、公益を代表する委員のうちから選任する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長代理が委員長の職務を代理する。

会議の招集

第 5 条 小委員会の会議（以下、「会議」という。）は、委員長が必要と認めたときのほか、審議会会長又は 2 人以上の小委員会の委員から開催の請求があったとき、委員長が招集する。ただし、年度最初の会議は、審議会会長が招集する。

- 2 委員長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも 3 日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するものとする。
- 3 会議は、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各側委員 1 人以上の出席により開催するものとする。

委員の欠席

第6条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を委員長に適当な方法で通知しなければならない。

会議における発言

第7条 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、委員長の許可を受けるものとする。

会議の公開

第8条 会議は、原則として非公開とする。

議事録及び議事要旨

第9条 会議の議事については、議事要旨を作成するものとする。

- 2 議事要旨は、原則として公開する。

意見等の提出

第10条 委員長は、会議の審議結果について、審議会会長に対して報告するものとする。

規程の改廃

第11条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則 この規程は、平成17年6月7日から施行する。